

参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和三十九年三月十日(火曜日)  
午前十時五十八分開会

委員の異動

三月六日

補欠選任

野上

進君

古池

信三君

出席者は左のとおり。

委員長

三木與吉郎君

理事

石原幹市郎君  
下村 定君  
伊藤 順道君  
鶴岡 哲夫君

委員

源田 実君  
小柳 牧衛君  
林田 正治君  
村山 道雄君  
千葉 信君  
鬼木 勝利君

衆議院議員

発議者

松平 忠久君

国務大臣

大蔵大臣

田中 角榮君  
山村新治郎君

政府委員

臨時行政調査

井原 敏之君

行政管理局次長

石川 準吉君

政管理局長

田中 重五君

林野庁長官

事務局側

常任委員

伊藤 清君

会専門員

伊藤 清君

説明員

行政管理庁行政  
管理局審議官 松本 操一君  
林野庁職員部長 森 博君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○中小企業省設置法案(衆議院送付、予備審査)

○臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国家公務員共済組合法の長期給付に

関する施行法等の一部を改正する法

律案(内閣送付、予備審査)

○国家行政組織及び国家公務員制度等

に関する調査

(林野庁定員外職員の問題に関する

件)

○委員長(三木與吉郎君) これより内

閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告い

たします。

三月六日、野上進君が委員を辞任さ

れ、その補欠として古池信三君が選任

されました。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、参考

人の出席要求に関する件についておは

かりいたします。

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別

措置法案の審査のため、参考人の出席

を求め、その意見を聴取することに御

異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三木與吉郎君) 御異議ない

と認めます。

なお、その日時及び人選等につきま

しては、これを委員長及び理事に御一

任願いたしと存じますが、御異議ござ

いせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三木與吉郎君) 御異議ない

と認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、中小

企業省設置法案を議題とし、発議者か

ら提案理由の説明を聴取いたします。

衆議院議員松平忠久君。

○衆議院議員(松平忠久君) ただいま

議題となりました中小企業省設置法案

の提案理由を御説明申し上げます。

お手元にプリントが配付されており

ますが、若干ミスプリントがございます

ので、訂正しながら御説明をいたし

ます。

中小企業省を設置し、中小企業大臣

のもとに、抜本的、強力な政策の実施

されることは、全国中小企業者が、長

年にわたり切実に待望してまいったと

ころであります。

現在の中小企業庁は、その機構がき

わめて貧弱であるだけでなく、ほとん

ど大企業の大企業と化した通商産業

省に完全に隷属してあるのでありま

す。このため、従来、中小企業庁が、

中小企業者の要望をになつて、せつか

くよい施策を立案し、あるいは適切な

当な予算を要求いたしましたとしても、大企

業の立場から、あるいは通産省全体の

ワク内において、事前に葬られてきた

せいが多々あるのであります。

これでは、中小企業者の意見、要望

を真に反映し、その利益を擁護する機

関は、現在の政府にはないと言つても

過言ではないように思われます。今日

農民に農林省があり、労働者に労働省

があり、大企業者のためには通産省が

あり、ひとり中小企業者のみが、日の

当たらないところに置かれておつて、

これに相応する政府機関が欠けている

のであります。中小企業者に中小企業

省を、そして通産省と対等の立場で、

中小企業政策なり、中小企業予算につ

いて、国政の最高の執行機関である閣

議の場において、討議されるべきは当

然のことではあります。

ここに中小企業省を早急に設置し、

機構を整備して、中小企業基本法にう

たうところの諸政策を最も効果的に実

施し、もつて中小企業経営の安定と発

展に寄与してまいりたいと存する次第

であります。これが本法律案を提出す

る理由であります。

次に、その内容の概要を御説明いた

します。

まず第一に、本法律案は、中小企業

省の所掌事務の範囲、権限を明確に

し、あわせてその組織を定めるもので

あります。

第二に、中小企業省の任務といたし

ましては、中小企業者の組織、経営の

近代化、振興及び助成に関する行政事

務や、基本政策の樹立に関する事務等

を一体的に遂行する責任を負うもので

あります。

第三に、中小企業省の具体的な権限

といたしましては、収入、支出に関す

る事務、職員的人事管理、通常の所

掌事務の遂行に必要な権限のほか、事

業分野の確保、設備近代化の助成、組

織化の指導助成等があります。さらに

また、中小企業関係機関に必要とな

る権限を有することとしたしてあるので

あります。このため、たとえば、従来

中小企業庁の所管の外にありましたが

中小企業退職金共済事業や国民金融公庫

に関することも、中小企業省の権限事

項と相なるわけであります。

第四は、中小企業省の機構について

であります。

まず本省には、中小企業大臣のもと

に、大臣官房及び振興、組合、経営指

導、商業の四局を設置し、大臣官房に

は調査統計部を設けることとしたして

おるのであります。

次に地方にも、支分部局として、札

幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広

島、高松、福岡の八カ所に中小企業局

を設置し、それぞれのブロックを担当

して、本省の所掌事務の一部を分掌せ

しめることとしたしてあります。

さらに、外局としては、中小企業者

と大規模事業者等との間における紛争

を調整せしめる機関として、中小企業

調整委員会を設置してあるのでありま

す。

以上が本法律案の提案理由並びに内

容の概要であります。何とぞ御審議の

上、すみやかに御賛成あらんことを切

望いたします。

よ、僕は冒頭からの審議にあたっては會議録を持って質問をしている、最初から。この間は、會議録はこんなに持ってきている、ここで私は會議録をこんなに厚いのを持って質問をしているのに、一回も會議録を持ってこない、どういう意味ですか。なぜ會議録を持ってこない、前にも私は會議録を持って質問をしている、きょうは會議録を持ってこないが、ちゃんと書いてある、持っていっちゃい、會議録をそういういいかげんな話では話にならないですよ。會議録を持ってこないです、私は會議録ですつと言っているんですよが、第何回も、第何回も、全部會議録で言っているのですよ、その私に會議録で言うのに、一回も會議録を持ってこない、そういうやり方で審議

できますか。しかも委員会の運営を審議する前から言っている、これは審議できないですよ、こういうことじゃ、どうですか、委員長、審議できないですよ、これでは……。会議録なしで、なんで審議できますか。なぜ、そういう不思議なことがありますか、これは承知できないですよ、そういう話では。

○政府委員(井原敏之君) 実は、一回も持ってこぬとおっしゃいましたが、前回は持ってまいりましたのでありますが、本日失念いたしましたので、暫時お許しを願います。ただいま取り寄せます。

○鶴岡哲夫君 それじゃ進めましょう。

私は、いま質問いたしましたように、第六回の委員会の会議録、これは速記はとってないようでありまして、要旨であります。そのときは、あとで、十何回ごろから速記をとってありますが、要旨になっておりますが、その要旨の中で、川島さんが述べておられるのは、そのとおり、つまり私がいまあげたように、行政制度や行政運営について高度の知識のある人を集めたのではない。一般的に行政改革に関心のある人々を、学界、法曹界、言論界、財界等から代表の意味でお願いをいたしたいと書いてある。そこで、私はお尋ねをいたしたいわけですが、これは第一、専門委員の選考を誤った、それは設置法の第七条の第三項です。「専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議」と、こううたっているのです。専門でもなんでもないですよ、これはどうですか、この点事務局次長は、ですから、私は、結論として、次から次に申し上げますが、専門委員は専

門ではないから、専門委員としての任務は果たせなくなると私は思うのです。確かに学界から出ておられる人々の中には、辻さんとあるいは橋本さんと、田辺さんとか、学界から出ておられるの中には行政関係の専門家はおられる、あるいはそのほかに官庁の事務次官をやった方もおられる。ですが、全体としてみまますという、やはりこれはどうも各界の代表を集めるに当たって、したがって専門家ではない、また、専門家を集めなかつたと言っている。そこに私はこの委員会の行政運営の根本的な間違いがあると私は思うのです。いかがですか。

○政府委員(井原敏之君) 専門家でないというおしかりであります、まあその点は私も選考の事務に参加したものとしまして、いろいろ御批判はあると思うのでありますけれども、設置法のいうところの専門委員の適格者でない人は私は一人もおらぬと思っております。この任命事務に私、事務的に参加をしておりまして、そういうふうに見ておられますが、そういうふうに見て、各委員の意向なり行政官の意向なり、最終的には会長の意向で定めたものであります、あるいは結果的に御批判があるかと思ひますけれども、この任命の事務を進めた、その事務に關係しておりました一人といたしまして、私、非適格者があるようには考えておらぬわけでありまして。

○鶴岡哲夫君 事務局次長としてごもっともな御説明だと思ふんですが、しかしながら、これはやはり私はどうしてもこだわる。この問題については、まあ事務局次長としても再びこの臨時行政調査会法を国会で審議せられ

るとは思わないものだから、こういうような選任をされたのかも知れない。ただいま再びこの法律を審議するということになる、中を見てみると、どうも不適格な――不適格なとは私は申しません。不適格だということとは、この専門委員としてはどうかというふうに言っている。人物とかあるいは識見とか、そういうことをどうこう言っているのじゃない。行政官の臨時行政調査会の規定してあるような専門委員としてははなはだしくまずかつたのではない。誤解のないように。まずかつたのではない。ですから、七人委員が、いうならば言論界なり、法曹界なり、財界なり、その他のこういう一種の各界代表的な構成になつておる。そしてその下にあってほんとうに専門的にこの委員を助けて専門的に動かなければならぬ二十一名という人たちが、これは最もキーポイントを持つておられる人ですが、この人たちがまた七人委員と同じような構成で各界の代表――専門家ではない。これは川島さんのおっしゃる通りに、専門家ではない。これで運営できますか。どうですか。

○政府委員(井原敏之君) 先ほど議事録なくてたいへんおしかりを受けましたが、確かに第六回の会議録、これは速記録というよりも、要旨でございまして、いま御指摘のように、川島行管長官は御指摘のような意味の発言をされております。しかし、私も、この意味を高度の専門知識のある人を集めたというのではなく、一般的に行政改革に関心のある人々を、各界――法曹界、言論界云々と書いてあります、それは行政改革に関心があるという点

を特に強調する意味もあつて行政官としては言われたと思ひます。私は、このこと自体が専門知識を排除したとか、専門委員として専門知識のあることを特に問題にしなかつたというふうには――私はこのとき、この人事のときに事務に参画しておつて見ておつたわけでありまして、設置法のたてまえがそうであります。専門委員に専門的な知識のない人が選任されるということとは成り立たぬことではあります。ただ、川島行管長官は政治家でもございまして、特に行政改革というのに関心がなくちゃ、知識があるだけではどうにもならぬわけでありまして、その点を強調してこういう発言があつたと思ひますけれども、私も見ておりました、あの二十一人の専門委員が、臨時行政調査会の専門委員として、人格的な問題じゃなしに、専門委員として不適格であつたというふうにはいまも感じておりませんし、そういう意味で人事を誤つたということとはなかつたと思ひます。

○鶴岡哲夫君 この会議録を目を通しますと、委員と専門委員との合同会議が持たれておる、そういう論議を見てだれしも感ずることは、こういう会議の実情について知っている者から言え、七人委員と専門委員との間には同じような、どちらも各界の代表みたいなものになつておる、だれも行政改革に関心があるが、各界の代表みたいなものになつておる、この關係があまり区別がないのですよ、論議を見ておると。どうもこつちのほうも使いにくかつたでしょうね、あの会議録ですぐわかるのです、使いにくい――専門委員は補佐してやらにゃいかぬのですが、補佐とい

うことにならないですね、議事録を見るとすぐわかるのですが――だから運営が、こつちを補佐して、これを駆使して――あなたのことばじゃなにかもしれぬけれども、現況の一番最後に書いてあるのだが、現在の進行状況――専門委員を駆使してと書いてある。そんな状況では毛頭ないですね、駆使してというふうな――何となく使いくつてもたつたしているのです。使いにくかつたでしょうね、これは。だろーと思つたのです。まあ政府としてはこういう設置法ができて、そうしてこれの運営を、事務局に担当してやらせる場合に、やはりできるだけの法の趣旨に沿つて運営が行なわれていくように、これはやはりみなそれぞれこういうものにはなれない、関心はあつてもなれない人たちがおいでになるわけですし、まあいふならば、七人の委員の世話をするだけでも、事務局次長はたいへんだつたらうと思つし、さらに二十一人という大ものですね、これは各界の。これの要するにお世話をたいへんだつたらうと思つたのです。ですから、筋は筋としてやはり運営してもらわないと、実際にこれでは運営がいかないと私は思つたのです。結論は、専門委員が調査員にたよらざるを得ないということになる、そういうことになつておるのですよ。しかもあとほど申し上げますが、この委員の人たちが直接専門委員を使つておる、そういうところどこにもないのです。最初専門委員が答申を書くという

ことになつておつた。会議録を見ますと、答申案は専門委員が書く、こうなつておつたところが、そうじゃなくなつて、調査員が書いておる

三

です。これはもし疑問があるならば、会議録の八十三号——私は覚えて、第八十三回の議事録を見ればわかる。ある委員は、私は調査員に五十枚ぐらいで答申案を書いてもらおうようにお願いしてある、こういうふうな発言です。ですからどうも途中でひっくり返っちゃったのです。専門委員が答申案を書くという事になっておつた、最初の運営では、それはそうでしょう、おそらくそうだと思う。この設置法の趣旨から言うならば、専門委員が委員を補佐して専門的に調査審議をするのですから、案をこれはつくる——そうならないですよ。なぜなら、私が、私はやはり専門委員というものが専門家ではなく、七人委員を小型にしたような、小型でもない、中型にしたような各界の代表であつたということじゃないですか。

○政府委員(井原敏之君) 部会の報告を専門委員に調査員が書いたという御指摘でございますが、それは書いたという事は、筆をとって作業をしたという事でございまして、部会というものは、これは私も特に専門委員なり部会の立場としてもよく申し上げておかないと非常に誤解があると思ひますが、あの部会報告というものは専門委員が完全に責任をとつてあるのです。筆をとつたかどうかは、項目によつては調査員が修正と申しますか、案文したという事はあつたかも知れませんが、書くという趣旨は、あの内容に責任を持つという事でございまして。どの部会のどの専門委員もその点だけはほとんど変わりはございせん。みづからとつた人もありますし、調査員に書かしても何回となく推敲し

ておるわけですから。こういう実態というものは、専門委員が責任をとつたという事に私はなると思ひます。専門委員が小型の委員並みで仕事が行かなければならぬ調査員に仕事を預けたというより、それは少し事実と違ふと思ひます。

○鶴岡哲夫君 事務局次長、そういうようなお話であれば、こまごまと申し上げてもいいのですよ。こまごまと申し上げてもいいのですけれども、いささかよけいなことにもなるように思ひます。しかしながら、あなたの思ひます。しゃつた中に、非常に大きな問題があるのです。それは、答申案は専門委員が書くことになっておつた。それを疑問を持たれるならば、会議録を見なさい。そうしてものを言つてもいい。それを調査員が書いたとかなんとかという事を私は言つておるのじゃないのです。書くことになっておつた。しかしながら、それが中間報告を出して、最終報告をしたその最終報告と、いまつくつておるものと切れておるじゃないかという事を言つておるのです。いまつくつておるものは作業班でしよう、案をつくつておるの。作業班の内容はどうなんですか、五名おる内容。

○政府委員(井原敏之君) いまやっておりますことは、確かに当初部会というものが、専門委員が改革意見の原案をつくるという事になるのが一番望ましかったと思ひます。ほとんど一年くらいはそういうつもりで運営をしてきたわけでありまして、現実には部会というふうな専門委員を分け、それにその下に調査員をつけて、項目を分けてやつてみますと、まかしたのに結

論が出る前の段階で委員会としてもちよこちよこ口出しすることは適當ではない。また、専門委員もそれはあまり好まれないという感じもしておるわけでありまして、したがつて、部会の最終報告なり中間報告にしましても、これは専門部会のおまかせしたわけでありまして。当初は御指摘のように、確かに専門委員が筆をとつてということが望ましかったと思ひますけれども、部会というかつこうでやつてみますと、事志と違ひまして、それはうまくな。やはり部会には最終的にその部会の責任で一応そのテーマについて結論を出してもらつたということがいいという事で最終報告まで至つたわけでありまして。したがつて、そういうことで中間報告なり若干のことは専門委員が意見も言ひながら部会の作業は進めなければならぬ、出てきたものはなにも七人委員会がすぐそのまゝのむといふものでもございせんし、また、いまいろいろと御批判が出ておるうちに、非常に手を広げ過ぎたのじゃないかという御批判がございまして、部会としては問題を預けられ、どの項目だけにという事に参りませんので、かなり手を広げております。したがつて、最終部会報告というものは、店を上げたかつこうになっておりますが、七人委員としては、それを最も重点的に喫緊な問題といひます。重要な問題といひますか、そういうようなものにしほつて最終改革意見にしようという事であります。したがつて、いまやっております段階は、七人の委員が項目をそれぞれ分担して、みづから責任をとつて原案をつくつておるわけでありまして。これに事

務局員という資格を持つてゐる職員——行政管理局をはじめ各省から兼任で参つております職員が事務の補助として五人ないし六人あるいは七人配属しておるわけでありまして。この間、調査員という身分を持った者もおるわけでありまして、実は各省から参つております調査員は、同時に事務局員に発令しておるわけでありまして。いま、作業班の段階というものは、事務局の段階で各委員を補佐しておる。これに問題ごとに専門委員に来てもらひ、いろいろ協力はしていただいております。その段階の作業が大きい片づいた段階でありますから、一週間に何日というような出動をしていただいておりますわけでありまして。作業班はあくまで事務局員が委員を補佐しておる。委員が原案を書く作業に、いま事務的に補佐をしておると、こういう体制が作業班の体制でございまして。

○鶴岡哲夫君 いまの発言の中にいろいろ問題がある点があるのですが、その一つは、さつき、委員としても専門委員の中に口出しするものもどうも好ましくないような気がした。専門委員のほうもまた委員のほうから口を出されるという事はいやがると、それが問題です。それを私は七人委員というものとこの専門委員というものがあまり区別つかない、専門家でもない、こう、各界の代表を集めてゐるものだからどつちからもを言ひにくい。こつちのほうでは言われることはいやだといふような感じになつてくるのじゃないですか。私が言つた、私が読んで痛切に感ずるのはその点なんです。それが

私は、問題点はこの専門委員にあつた。専門委員が意見があるし、行政改革に関心のある人であることはわかりますが、しかしながら、専門委員というにはどうもかつこうではないということになるわけだ。

それからもう一つは、事務局員に発令してなんという事をおつしやるのですけれどもね、これは一体どういふことなんですかね。私がさつき調査員が残つてやつておるじゃないか、おかしい、それは、というふうな話をしたもので、それから事務局員に発令したことになるのか。結局そういうことにならざるを得なかつたのです。あの運営を見ますと、ならざるを得ないわけですよ。ならざるを得ないけれどもそれはいけなかつた。いけなかつたとは私は言つてゐるんですよ、ならざるを得なかつたのは、私の主張はそんなんですよ。そんなことではしようがない。専門委員も調査員も、終つてこのまま解散しなければならぬわけですよ。残すというわけにもいけません、これは調査員をね。だからこれを事務局員に発令し直すということになるのでしよう。どうでしょう。

○政府委員(井原敏之君) 調査員を事務局員に再発令したわけではございせん。これは当初から事務局の職員兼務、両方の資格を持たしたわけでありまして。各省から参つておりますけれども、調査員というのは法律上非常勤と書いてあるものから、非常勤で調査では困るので、それで常勤体制にするために当初から事務局員の併任、発令をいたしております。こういうこともあろうかというわけで最後までとど

めたわけでありませう。若干は部会の報告が済んだ段階で各省に引き取らせました。引き続き事務局員という身分で残って作業班の手伝いをしておるわけでありませう。

○鶴岡哲夫君　あなたは、調査員は非常勤となつてゐるから、法律は非常勤でやれと書いてあるのですよ。しかしながら、それはまずいから全部併任にしたんですか。

○政府委員(井原敏之君)　当初から併任、各省から参つておられます者は、これは併任といひましても臨時行政調査会にまざるがための人間として各省から派遣してくれたわけでありませうので、しかし、法律上調査員は非常勤と書いてあるもので、事務局の身分もかねて持たしたわけでございます。これは当初からでございます。この期に及んでからはございませう。

○鶴岡哲夫君　私はこの期に及んでというのを聞いてゐるのじゃない。当初からそういうことをされたのですか。

○政府委員(井原敏之君)　その調査員は非常勤だと法律に書いてあるからそれでは仕事ができぬ。なぜこれは非常勤にしないのです、最初から法律に。私はこの間も聞いたのですよ。参事制度というものはないことになつてゐる。しかるにおたくのほうは、事務局提案として参事制度というものを堂々と設けてゐる、予算にもない。またここに至つては調査員は非常勤だから、これじゃ仕事にならないから、そこで全部事務局員に発令いたしました、どういふことなんですか。それじゃ調査員は初めから非常勤にしてお

くばいんじやないですか、まずいのですか。

○政府委員(井原敏之君)　調査員は官庁から来る者と、民間から来る者と両方学識経験者……、第八条に「調査員は、学識経験のある者及び行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。」となつておられます。したがつて、初めから相当数は役所と関係のない人から選ぶという配慮があつたもので、設置法の当初からも調査員は非常勤といふことを一応たてまゐにしたわけでありませうが、各省から派遣の者はかねて事務局員という身分を持たせておつたわけでございます。

○鶴岡哲夫君　妙なことをおっしゃいますね、あなたは。調査員を出すときに、調査員の数も出てゐるでしよう。その中で民間からは十四名と出てゐる、最初から全部じゃないですよ、調査員は。ここにいう法律の趣旨は、民間から来る者もそれから公務員から調査員として任命される者も非常勤と出ている。にかかわらず、この民間から来た者は非常勤だけれども、官庁から来た者は全部非常勤といふことになるでしよう。それがそもそもの調査員の融和を妨げた。民間から来た者は週に二回しか来ない、こつちのほうは非常勤で年じゅう一緒に仕事はできないですよ。お考えになればすぐわかる。さらにこの調査員の中にも、行管のほうは最初から入つてゐる、各省の者はずつとお

くられてゐる。民間はおくられて入つてゐるけれどもこれは非常勤で、この調査員の融和がとれるはずがないでしやう。一方は非常勤で、一方は常勤、し

かも発令が行管のほうは先に出てきてゐる。各省のやつはずつとおくられてゐる。この融和なんというものををはかれないはずがないでしやう。調査員として。私はいまの事務局次長の、こ

ういう調査会といふのはよほどなんです。私どもとしてはこつちのほうに思ふのですけれども、しかし、法律に出てくるものから、出てきて、しかも運営を見ますと法律とは相当違つた運営をされるのです。それで私は特

にこつちの機構をやるあるいは審議会等を取り扱われている行政管理局です。ね、そこがこつちのほうの行政管理局とされるというのには私は遺憾と

思ふのです。どうも私はこの運営について納得がいけないのですが、いかがですか。

○政府委員(井原敏之君)　調査員の構成は確かにさういふさつぱくといふとさつぱくでございますし、さういふことと融和ができるかといふこととはございませうが、確かにさういふことは当初からこれは予見されたわけでありませう。ただ、非常にまとまりがよいと

か、出身の者がたとへばこれが行政管理局だけでこの体制をやるかといふことになりませうと、あるいは一つの目的を達するのにとまりはよかつたかも知れませんが、しかし、さういふことはできないことであります。まあい

うなれば、各省の権限とか組織とかに及ぶわけでありまして、したがつて、超党派の構成を調査員についてもいたしたわけでありませう。ただ、民間出身の純粹の非常勤の調査員と、役所出身の事務局員の身分を持った調査員と融和がうまくいかなかつたじやないか

という御批判であります。これは私ども事務局で見ておりまして、専門委員を軸として部会といふのは動きま

したので、その点は相当関係者がつとめもいたしたし、あつちの人事の構成としては、私はともかく一つの目的に努力したといふふうに見ておりまし

たわけ、出身の構成のさつぱくといふことがそれほど調査、審議その他の段階で大きな痛手になつたように私はは見えておらぬわけでございます。

○鶴岡哲夫君　それなら私は調査員のところで申し上げますが、調査員は三つのグループに分かれておる。一つは、七十名の中の一つは、民間十四

名、非常勤、それから行政管理局、これが大株主、それから各省から二人、三人、一人といふふうに出てゐる、この各省から出た人と、三つの構成があるのですが、この三つの構成の調査員

といふのが、だんだん中間報告が出るあるいは最終報告が出るに従つて、各

出先機関の、各官庁の利益代表みたいになつた点が非常に多い。それは専門委員が専門委員としての選考を誤つたために、専門委員が活動できにくかつたといふ点に一番大きな理由があると思ふのです。ですからあの答申案は調査員答申とかいふような風評も立つて

います。専門委員が専門委員としての選考の問題がありましたので、参事といふのが四十人ほどあるのですが、この参事の中の六名程度の者は専門委員と同じような働きをせざるを得なくなる。都政についての首都圏をやる

といふと首都圏の専門家を参事として、それが専門委員と同じような活動をせざるを得なくなる。科学技術行政をやるといふことになりませうと、科学技術

関係の参事といふものを中から参事といふものは認めてないのです。それに参事といふのを四十人つくつた。その中からこつちのところに専門委員と同じような働きをするものをぶち込ませざるを得ないといふふうになつ

たんじゃないですか。だからおたくのほうで言はず語らずのうちにこの専門委員と参事といふものと並べ方が同じところに入つちまう。事実やつてゐるのですよ、専門委員と同じように。だからやつぱり専門委員の選考にやつぱり誤りがあつたんです。どうですか。

○政府委員(井原敏之君)　専門委員の人事をこの段階でおしかりをいたさ

ましても何とも申し上げようがないわけでありませうが、私もその点はいろいろ事後の御批判はあるとしまして

も、お願いは、これから七人委員会が最終的につくりましますものに、ひとつこれが出ましたときに本格的に御批判を賜つた。また、御推進いただきたいと思つたわけでありませう。この経過の段階で不手ぎわがありましてことは前の委員会でも私をおわびをしたわけでありませう。私は私なりの責任があるわけでありまして、その点の不敏なり非力はおわびをしたわけでありませう。で、あとは一にかかつて最終意見がどういふものが出るか。ほんとうに国民の側に立つて事態を改めようといふ善意がその中に見えなくどうか、さういふ点でひとつおしかりをいたさきたいと思つたわけでありませう。いまの参事の件は、この前も申し上げましたように、確かに行政の問題といふのは非常に及びもつかぬのに欲ばつてもしやうが

ないという御批判があるいは出るかも知れませんが、七人委員として一生懸命でございまして、だから言わぬこっちゃない、専門委員の人事を誤ったんじゃないかというのを仰せられるとたいへん恐縮でありますけれども、どうも問題が広いし、二十一人、これはまあ予算の關係がありまして二十一人というのにはしぼられたわけでございしますが、なおいろいろ人の意見が聞きたいという切なる部内の意向がありまして、あらかじめ四十人ほどの人はお名を上げて、随時意見をいただきました、また、その中の六名ばかりの人はもう少し頻度を高く入り込んでひとつ意見をいただきたいということ、こゝろ、こゝろという体制にしたわけであります。二十一人の専門委員に完璧な人事ができておたらさうということはないかという御批判は、これはあるかも知れませんが、これはいまだにありませんが、これは、参与で極力もっと広い範囲で手落ちのない意見をとる配慮から出たものであります。ただこれはお断わりいたしますけれども、参与会議とか参与会とかいうような体裁の運用はいたしております。また、また段階で一堂に集まってもらつて意見も聞くというところはやっておりますけれども、そこで決議をするというような性格のものではございません。入り込んでいただいている人は確かに専門委員的でございます。的でございますけれども、あくまでこの参与と申しますのは、私どもの不調法で外へ出てしまひましたけれども、部内の俗稱といひますか、呼称でございます。そういう役職をつくったという筋ではないんでござい

して、この点はひとつぜひ御了承をいただきたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 いま事務次長の話がありました、この専門委員というのが専門委員的な人である。参与の方が六名というのが専門委員ですね。実は参与なんかではなくて専門委員というのとじゃないかと思つております。それから、私がこまごま伺つてゐるのは、要するに、六カ月延長したい、という底に、それが運営を間違えたからこういうことになったんだということを私は言おうと思つてゐるわけですが、結論はそれだけなんです。ですから何も六カ月というところから言ひますから、それはこゝろ、こゝろから言ひたいんじゃないかと。ところが、提案の理由なんというものはまことに表面的な、もっと私は提案理由なんというのがあるが、出すべきです。というの、あれだけやかましく、二年半で終わりますかと言つと、絶対終わりますよと言ひ、そんな、また審議してもらつたというやうなことはありせんよとあれほど言つておつたでせう。それで六カ月延びた。それで私はもう少し提案理由ななというの、多岐にわたるというやうなもの、多岐にわたるというやうなことも含めて、いまお話しになつた。それでは、事務局として率直に私は出すべきだと思ふ。多岐にわたるということも問題があるけれども、私はこの調査会の運営方針を見て、いま思ふのは、最初の方針というの、これはまああつたと思ふのは、この設置法からいへることは、専門委員、調査員の任務という点からいって、それから委員会、最初の運営の行き方からいって、七人委員が項目とそれから方向と根本的な考

え方を明らかにして、そして専門委員がそれについて専門的に調査研究をする。その際調査員に働いてもらうというところで中間報告を出していく。その中間報告を委員会ですべて討議をする。そしてこれに対して注文もつけ、あるいはこうこうであらうと、これはやめろと、いろいろなことをやって、そしてまた最終的なことをそれをやるというところであるならば、これがもうできたときは、それは答申案にはばなつています。それを七人委員会が、大所高所からこれはつけばいい、これはひとつもう少しこつちをやれというところになれば、これはもうこゝろの一月にはちゃんと答申案はできている。それをやういふ運営ができなかつたのです。まん中ごろから、昨年の十一月ごろからやり直すことになった、やり直したって同じです。それぞれ七人の委員に五人とか七人とかという作業班をつけてやり直して、それが六カ月かかる、延びる、だから作業班答申というのを言われるやうになりますよ、へたすると。よく、この法のとおり運用すればよろしい、法律はそうなつてゐるのですから、考え方は、ちよつと違つたです、こゝろ、こゝろに私は思ひますが、いかかですか。

○政府委員(井原敏之君) 設置法の趣旨を十分に尊重し、附帯決議の趣旨、国会での政府答弁等を十分七人委員として承知して、完全に承知しておるわけでありまして、十分承知しておるわけでありまして、ただ今日に至つて、確かに仰せのごとく、六カ月の延長の余儀なきに至つた。それは運営の不手ぎわなりいろいろ出戻りがあつたんじゃないかという御批判をいただいております。私ども調査会の中におる者としては、ともかくも最善を尽くしたつもりであります。しかし、結果的にはこゝろのこゝろになつて御迷惑なことになるわけでありまして、しかも、もう一歩という段階でございまして、この点は私も中におる者として、あの点がまずかつたとか、この点がまずかつたとか、いまの段階でわかにかに申し上げにくい。及ばずながら最善を尽くしたということだけは申し上げられ。御了承いただきたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 事務局次長のほうに資料要求をいたします。それは当初調査員が全部そろつたときの民間、それから行管、各省から出ている人員ですね。それからいま作業班ができておるわけですが、その作業班の各省別の人員ですね、その資料要求をいたしました。私は、これは国における審議の過程並びに長官、当時の山口局長の答弁から言つて、適當を欠く。ですからできるだけ関連性のあるものとしてだけやる、こゝろ、こゝろにひとつ処理をしてみたいと思つております。いかがですか。

○政府委員(井原敏之君) 資料の御要求についてはさうそく手配いたしました。それからいまの公務員制度にあまりやみくもに手を広げるなということ、ございまして、この御趣旨もよくわかつております。行政改革を進めるにつぎまして関連する面、人間の面としてさういふを得ない面であらうかと思ひますので、七人委員会にも御発言の趣旨を十分報告いたします。

○委員長(三木與吉郎君) 速記をとめて。

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけてください。

本議案の午前の質疑は、この程度にとどめます。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中大蔵大臣。

○国務大臣(田中大蔵大臣) たいい議題となりまして、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案につき、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の改正に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正し、別途、本国会に提案御審議を願っております。恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案により行なうとして、給付の改善と同様の措置を、恩給法の適用を受けないこれらの法律の適用者に対してとらうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正におきましては、外国特殊機関における職員期間を恩給法の改正措置に準じて、共済組合の組合員期間に算入するよう所

要の改正を行なうこととしております。

次に、昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正におきましては、昭和三十七年の改正で旧令に基づく共済組合の組合員等の年金額を恩給の年額の改定に準じて在職公務員の給与がいわゆる一万五千円ベースであったときの本俸相当額を基準とするものから在職公務員の給与がいわゆる二万円ベースであったときの

本俸相当額を基準とするものに引き上げました。六十歳未満の者については、増額分を停止し、七十歳未満の者については、その増額分の二分の一を停止するという制限をつけておりましたが、今回の恩給法の一部改正と同様に、旧令に基づく共済組合等の年金者につきましてもこの年齢制限を解除することとしております。

次に、公共企業体職員等共済組合法の一部改正につきましては、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正と同様に、外国特殊機関における職員期間の共済組合員期間への算入について所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由とその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(三木與吉郎君) 本案の自後の審査は、都合により後日に譲ります。

○伊藤道雄君 この前、行管長官にお願いしました資料についてですが、本日のは、開催会議の回数とか、出席状況、これ大体出ているようですが、さらに全審議会等について兼職の状況についても御提出いただきたいということと同時にお願いしたわけですが、これは拝見しますと、たとえば文部省等に一部、兼職の状況がほんの一部載っておりますけれども、他にはほとんど見当たらないわけですね。早急に、その審議中に間に合うよう御手配をいただいておりますが、重ねて長官に、ひとつ責任を持って早急に御提出いただきたいということを、この際要求しておきたいと思っております。

○国務大臣(山村新治郎君) さっそく督促をいたしまして、御要求にこたえたいと思っております。

○政府委員(石川達吉君) かねて御要望の資料につきましては、本日までには大体お手元へ差し上げました書類以外は、自治省はじめ五省がまだ未提出でございます。ざっと計算いたしましたところ、委員等の数は五万にのぼりますので、全出までからこれを御指摘のようなのを作成をいたしますが、事務的には相当な膨大なものになりますので、そういう状態でございまして、極力急いで御要求に沿いたいと思っております。

○委員長(三木與吉郎君) ちょっと速記とめて。

○委員長(三木與吉郎君) 速記つけてください。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、この際、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題といたします。鶴岡委員より質問の通告がありますので、これを許します。



いての文書、三年前の文書ですが、詳細に検討しますと、二つの考え方があり、一つは、恒常的に置く必要のある職というの、林野庁はどうか事務職員、これに類似した、あるいは、これに似かよったような同じような仕事をしている者、これが恒常的に置く必要のある職というふうな考え方がおられるように思うのです。もしかりに郵政省が事務職員と同じような、あるいはこれに類似したというふうな考え方になりますと、これは郵便を配達する人たちが、あるいは郵便を運搬する郵便車の運転手の人たち、これは恒常的に置く必要のある職にはならない、ところが、農林省でいまして、これは事務職員と同じようなものをしているというので、これが恒常的に置く必要のある職というふうな判断をいたして、農事試験場の園場や働いている人たちが、これは研究員とか事務職員とは違いますが、農事試験場としては恒常的に置く必要のある職にしておる。畜産試験場で研究所の人、事務所の人と違って、牛を飼ったりあるいは綿羊を飼っている者、これも、恒常的に置く必要のある職としてある。にもかかわらず、林野庁はどうか事務職員と同じような、あるいはそれと似たようなものでないか、恒常的な職でないか、と考えておられるのか。農林省の考え方とも違いますが、政府の考え方とも違ふ。そこに根本的な問題が一つあるのではないかと、思うのです。

わかるのですが、どうも林野庁は月給制の者でないか、それに該当しないという考え方があられるのじゃないか。それは日給制をもとにして月給にしてあるもの、つまり日給月給もこれは最後になつて林野庁も恒常的な職と認められようであるが、どうも私はその二つが林野庁の恒常的に置く必要がある職の判断の基礎になつてゐる、これは間違ひだ。林野庁は御存じのとおり、その設立の趣旨からいって、木を切る、運搬する、売る、そうしてまた木を植える、これが林野庁の設立の趣旨だ。もし郵政省が、郵便を配達する人は恒常的に置く必要はない、あるいは郵便物を運搬する郵便車の運転手は、これは恒常的な職でないか、これはとんでもない話です。この点について林野庁の見解を聞きたいわけですが、私はいうならば脱法行為と、さつき千葉さんが言われたようにきめつたわけでは、きめつては、ここでは、これは本来林野庁というものは、公務員を使う上に非常におくれているということ、これは内閣総理大臣の諮問機関でありました農林漁業基本問題調査会から答申を出している、その答申の重要な項目は、非常におくれているという指摘をされていることは御承知のとおりであります。その考え方が今日もそう変わっていないか、と思うのです。林野庁は、この定員の問題が問題になります。前から、月給制の職員が、それから常勤の職員が、常勤の作業員がおつて、そして今度の常勤の卵みたいな三七適用という人がいて、それの下に常用作業員というのがいて、そして定期、月雇、日雇いとなつてゐる。こういう雇用区分をしておるわけですが、実は一般の行政官庁、林野庁を除いた行政官庁あるいは企業官庁でもそうですが、恒常的に置く必要がある職という論議が行なわれた場合には、これは一般常用作業員まで入つておる。ところが、たまたま林野庁の場合には三七適用というものがあつたもので、それから切つてしまつた。一般常用作業員は日給制で、そして二十二日勤務、そしてこれは常勤の非常勤です。ところが、農林省の場合を見てもらなさい。あるいは各省の場合に、これは日給制の二十二日働いておる常勤の非常勤、これは恒常的に置く必要があるとして処理したので、林野庁は、その場合に三七で切つてしまつた。とんでもない話です。いま私が言つてゐることについて長官の答弁を求めます。

○政府委員(田中重五郎) 国家行政組織法第十九条によるところの「恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員」という場合の解釈をいたしまして、私どものほうで解釈をいたしておりますのは、職とは行政機関の所掌事務を遂行するための組織を構成する単位であつて、一人の自然人が充てられることを相当とするものをいうと、いまの十九条の中の職についての解釈がございまして、さらに「恒常的に置く必要がある職」という場合の解釈をいたしまして、まず一年以上継続して置かれるという必要があること、それからあらかじめその定数を定めることができるものであるというふうな解釈をいたしておるわけでございます。それで、いま御指摘の常用作業員の問題点でございますが、常用作業員というものをここにいうところの職として考

ることに疑問があらうというふうな考へてゐるわけでございます。と申しますのは、国有林野事業の林業経営、これもやはり一般の在来の林業経営の一般的な経営のしかたといひますか、そういうふうなものの中から雇用のしかたにつきましても、地元の労働者、農民の農閑期の余剰労働力を活用するといふような形で、その林業経営がスタートをしておる。で、その経営のしかたは年と時代とともに変遷をいたしまして、まず顯著な例をいたしましては、相当に機械化が行なわれてまいつておる。で、林業というものが主として季節、天候、そういうものに支配されながら、ある季節を避け、ある季節を利用し、そういう形で行なわれてまゐつた屋外作業であつたわけでございますが、その面は、一部は機械化といふようなことで克服はされておる。しかしながら、苗木を育て、造林し、そしてそれが大きくなつて切つて出すという過程におきましては、非常にこまかい、そして多くの職種がございまして、そういうような職種の組み合わせによつて屋外作業として、しかも季節、天候、そういうようなものに支配されながら、臨時的な労働、そういうものをよりどころとして経営が行なわれてきておつたというのが実態でございます。で、そういうようなことから考へました場合に、たとえば木を植える、あるいは木を切る、下刈りをする、あるいは木を運ぶ、そういう一つの職種ではありますけれども、それが恒常的に置かれる職と考へていいのかわか。まあその点に疑問を持つわけでございますが、そこでそれぞれの職は、それぞれ通念的に継続はしていない職である

といふことで、そこで国有林といひましては、特に優秀であり、先ほど鶴岡先生の常用作業員の条件としてお話のございました、過去一年にわたつて雇用の実績がある、あるいは将来一年以上のその必要性があるといふようなことは、これはやはり国有林野事業として常用作業員が優秀であつてぜひ確保したいし、働いてほしいし、本人もその意思があるといふような場合に、いま申し上げましたような、つながらないいろいろな職種を組み合わせていく、いわゆる混合職種の形でつないでいく。そして一年を通じて働いていただいておりますといふような形でございまして、しかし、それ自体はそれはあくまでも恒常職を考へていいのかわか、その点は疑問に思つておるわけでございます。で、いま申し上げました職について、それから「恒常的に置く必要がある職」についての一応の考え方と、その具体的な内容について申し上げたのでございまして、そこで、他の産業と比較をいたしまして、林業が、その経営のされ方が、そういうような経営のされ方をしておる。で、事業の計画をいたす場合に、その事業が行なわれる屋外の現場、現場の造林の計画なり、あるいは伐木の計画なりといふものはやはりその場所に於ける一番平均的な行程なり、あるいは作業の段取りなり、まあそういうことが基礎となつて雇用の計画も組み立てられていくわけでございますが、その場合に一応定数として把握できるのかどうか非常に問題なのでございまして、一応、計画でありますために、その必要な人員、それも延べで必要な人員、そういうものを計画をいたしま

く必要があるとして定員化されている。御承知ですか。

○説明員（松本操一君） 局長にかわりまして私からお答えいたします。

北海道開発庁並びに建設省あたりにブルドーザーがあり、それからトラックの運転手、こういう方々でこの前の定員化の際に繰り入れられた者があることは存じております。しかしながら、これはやはり一年間このブルドーザーを動かし、また、トラックを動かすという職務に従事しているわけでして、ただいまの林野庁のお話のように、まあ天候のかげん、季節のかげんというところで全然動けないというような時期がないというふうに聞きまして、恒常的と職と認めたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 行管、少しあいまいな答弁をしますね。北海道開発庁あるいは運輸省あるいは建設省のそういうもの

ので定員化されているものがあるというような妙な言い方ですね。私は官房長にも全部電話をかけて聞いているのです。定員のことで私は審議しているのです、定員化された当時。長年やってきていると私は言っているでしょう。全部電話かけて聞いている。ですから、あるというような言い方でなくて、したのですよ。しかも、助手は二名まで、あるいは場合によると、三名まで含めて恒常化する必要があるとっている。あなたは私いま営林署の話をしたのを聞いていませんでしたか。長官の話は聞いて、私の話は聞かなかったのでしょうか。私は、いまトラク、ブルドーザー、集材機の状態

を説明をして、全部が常用でやっているんじゃないんです。半数以上

は、これは月雇い、定期でやっております。冬になって、二カ月から三カ月の間動かぬ場合には全部帰ります。やめます。解雇されるわけですよ。そして、この人たちは修理その他に当たっております。そういうことをおっしゃると、今度は長野から向こうのほう、九州なり、四国のはうの営林局ですね。この現場の集材機、トラック、こういうものは全部動いているのですよ、一年じゅう。一年じゅう動いています。雪がありませんから一年じゅう動いている。だから、いまの行管の答弁は、えらく林野庁長官の肩を持ったような御答弁ですよ。役所同士ですからうなずけますが、しかし、こははつきりしておいてもらいたい。私冒頭に行政管理局長官に設置法の二条の趣旨を伺ったのはそれなんです。行政管理局は消極的だ。調整能力を持っておるのだから、それがすぐそこに出てきてしまふ。これがいままで問題を引き起こしてきていると私は思うのです。それは長年私が定員化の問題、定員の問題を取り扱っておる経験から言っているのです。ですから、そういうことのないように……。そうしますと、林野庁長官、どうですか。

○政府委員(田中重五郎) まあいま御指摘の営林署のブルドーザーなりあるいはトラックなりについて、その実態をつまびらかにいたさないのをごいいますが、この林業経営の仕事が、先ほど申し上げましたように、一定の規律に支配されながら運営されている。で、たとえば、雪のない間に片づけてしまふ。あるいは雪がある間にそれを利用して片づけていくとかというふうな面が、実態的な面がある。そこで、一つの例は、伐木、運材、集材、搬出というふうな作業をつかまえてみました場合に、その作業の系列には、造材手から、最後の森林鉄道の運手手あるいはトラックの運手手によって、その造材手の切った丸太が一定の取引市場まで運ばれて完結するということになりまして、その仕事、それは造材の仕事から始まりまして、造材の仕事が完了することによって、トラックの仕事は一定の期間をずれて終わるということからあるいはその中間の集材機なりトラックなり、その他運材の種類によりところの相違した職種がある。で、そういうような職種は恒常的な職種と違っていいのかどうか。これが先ほど申し上げましたように、そういう屋外で行なわれる作業であるものの特殊性、あるいは林業というものの経営に根ざすところの特殊性になるかもしれないけれども、普通は工場なりその他必要に応じてその不足を臨時工が補うというふうな形のもの、むしろ逆に、その作業の実態から臨時的な作業員が主体をなして、そうして常用的な作業員がそれに合わせて勤務しておる。たとえば常用作業員は現在約一万二千人ばかりかと思えます。それに対して定期作業員が三万五千人、それに比べて雇用されるというもののだけで十二、三万人、最盛期には勤務しておるわけでございますが、つまり、常用、定期、月雇い日雇い、全部を合わせますと、最盛期のある一日の実役人数が十七万人あるいは十八万人ぐらになる。その十七万あるいは十八万人の中の十

二、三万が月雇いあるいは日雇いで行なわれている。そういうような作業に付帯しながら、先ほどのお話のありました基幹的なといいますか、根幹的なといいますか、そういう任務を常用作業員等が負っているという形でございますが、そこで、その仕事は月雇いなり、日雇いなりの作業員が行なうものに合わせ行なっていくわけでございますから、そういう仕事自体が完結したときに、その職種は終わるという解釈をいたしておるわけでございます。で、そういうような解釈をすること自体は、処遇の問題とは別個に切り離して考えていくべきでございまして、処遇はこれはあくまでも改善をし、向上をさせ、進めていくべきものであると考えている次第でございます。

○鶴岡哲夫君 林野庁長官は、そういうことは百も承知でありまして、そういうことを私はお尋ねしているのではないかと、まあ、しかし、林野庁長官は、かく答弁されましたから、最盛期十五、六万の中の根幹要員として働く。そして年間雇用される五年、十年、十五年と長きにわたって継続して雇用しておるこの常用作業員、これを恒常的に置く必要があるという職だと思ふというふうな、いますぐここで認めろというわけにもなかなかいきません。林野庁としての長年の管轄でありますから、しかしながら、いま、林野庁長官が疑問を持っておられるという話ですから、その点、私、先ほど言っていたいたしたのです。そして、私が先ほど申し上げたように、林野庁の常勤については常用作業員についてのお考え方は間違っているというのを私は言いたいわけなんです。たとえば、農

事試験場におけるところの作業員。これは畑もやれば水田もやるし、馬耕もやるのです。そのくらい馬耕をやったって何をやって分けないのです。畜産試験場だってそうです。事務をとってあります。ところが、林野庁の場合は、非常に職種をたいへん分けていく。その上、いかに何か職種が変わるという印象を受けるわけです。そうじゃない、職種を統合すればきちっとこれはできるのだということもありまして、統合しなくてもできます。さっき、私はトラックとかブルドーザー、集材機の例をあげました。これは寒いところでも、そういうふうに通算されている。やはり、トラック、集材、その他の修理、補修に動いている。それから南に行けばこれは一年じゅう動いている。それが恒常的な職でないというふうな判断されるというものは、まことに私は奇怪だと思ふ。しかも、それを何か国有林経営という、民有の経営に何か引きずられたような形の判断をされる。法律のもとで、法律で考えてもらいたい。法律に引きずられてもらいたい。そうではないです。いま、林野庁長官のお話は、ですから、この問題については、ほかに林野庁長官のそれ以上の答弁を私は求めたいわけなんです。いま、私に求めたいわけなんです。いま、さっきの答弁では、私の説明にきわめて不十分であります。答弁としては、ですからたとえば私が申し上げた北海道の例を申し上げた。それから南の一年じゅう動いているじゃないかと申し上げた。あるいは職種の問題についてもタイピストをやっているから、あるいは女の事務員がいるから、その事務員がリコピーをとることもあるし、

リコピーを主とすれば何か一つの職種を持つことになる。あるいは書類を持って歩く、文書係とすれば文書を持って歩くようになる。しかし、それは一つの職として官庁にあるわけですね。林野庁が十五、六万の根幹要員として働いている、中心的人物として働いている。一年継続して、十年も十五年も継続して働いているこの人たちは恒常的に置く必要がないという判断はどこを押したって出てこない。持ち時間の関係もありますので、昼飯も食わないでやっておりますから、長官はじめ政府委員も、あるいは行政管理局長官もなんでしょうが、私はこの問題については、きょうは冒頭に申し上げましたように、法案の審議の途中であります。したがって、こでなかなかこの問題については、一挙に結論を出すことにもいきません。また林野庁長官の答弁は、私の申し上げたことについては、はなはだ不十分であるし、しかも疑問を持っておられるということでもありますから、これは当然疑問がなければおかしい。いままでのやり方が悪いので、最後に行政管理局長官にお尋ねをしておきたいのですが、この問題は国家行政組織法の十九条の一項の問題であります。この、「恒常的に置く必要がある職」であるかという判断は、第一義的には林野庁長官にあります。しかしながら、国家行政組織法を所管しておる行政管理局としましては、この林野庁長官の考えておられるこのことが、一体ほかの企業官庁、あるいはほかの行政官庁を見た場合に、アンバラはないか、不均衡はないかという、総合調整の、冒頭に申し上げました行政管理局設置法第二条の第二号



つもりでございます。したが、いまし

て、この問題についてせつかく鶴岡委員も先ほどから御質問がございましたので、私といたしましてどう処置するか、この問題はいままでのいきさつというものもございまして、簡単な問題ではないと思ひます。單なる法理論争だけで終わる問題ではないと思ひます。これをどう処理するかということをお答えしたいということを誠意をもつてお答えしたつもりでございます。なお、先ほどの林野庁の運営の問題というものを申しましたのは、林野庁には林野庁の言い分がございまして、したがって、それらの問題を調整したいという意味から申し上げたことでございますので、誤解のないようにお願いいたします。

○説明員(森博君) 千葉先生の御質問に對しましてお答えいたしますが、先ほどの恒常職であるということ、それから常用と申しますのは、これは私どものほうは常用という作業員というものは、これは職とは考えておりません、申しますれば待遇の一つのグループであるということで、その実態は先ほど長官からいろいろ申し上げましたとおり、いろいろの仕事をやっていただいてその結果、結果的に長年できるだけ長くつとめていただくというところ、結果としてはそういうような何年も継続されて勤務されたという方がおるわけでございますけれども、それがそういうことであれば恒常職であるというところとちよつと法律の解釈が違ふんじゃないか、こういうふうに考へております。それから第六十条関係、公務員法の第六十条関係は、これは恒常職以外の職には、これは当ては

まらない条文であるというふうに考へております。

○千葉信君 さっぱりわけがわからぬ答弁だ。臨時職で雇われている人の職が公式には法律上は全くの臨時だといふから職名はないかもしれない、しかし、實際上に仕事をやっている。その仕事はどうなんだ、仕事があるはずじゃないか。あるからやっている。しかも僕の聞いているのはそういう職名がどうあるかと、実際に非常勤職員、定員外の非常勤の職員の使役については、あなたの公労関係でもちゃんと適用のある公務員法に臨時職の職員については使役することについてちゃんと期限がついておる。しかも更新についても期限がついておる。その法律の条文をおかしておるのはどういふことだといふことを聞いています。

○説明員(森博君) 第六十条は作業員のはうには適用はないと、こう心得ております。

○千葉信君 作業員のはうに適用がないといふことは一体どういうことなんだ。作業員とは何だ一体。政府ではその作業員だとかんとかは公務員法に關係なしに使役してもいいという見解なのか。

○説明員(森博君) 第六十条は、常勤職員と申しますから、結局恒常職の職員になるわけでございます、その運用について定めてある法規……

○千葉信君 君は何も知らぬのだ、いいか、ちゃんと聞け。一般行政官庁でも、公労法の適用されている職場の職員でもその職員の使役の状態については厳格に法律で定められているのだ、そんな君のようないいかげんなものじゃないぞ。たとえば政府の使つて

いる職員については、非常勤であろうと何であらうと、これが一般職であるか、特別職であるかといふことの厳格な区別がある、通例の場合。いま君の言うところのそういう作業員の場合でも、法律上は一般職の職員になつてい

る、そうして一般職の職員でない特別職の職員の場合には人事院の指定によつてそれが特別職かどうかといふことがちゃんときまつていふ。見たまへ、公務員法には、こういうふうな厳格に規定された一般職の職員及び特別職の職員以外の職員を置いて、政府の仕事に使役してはならないといふ条文がある。これは目が遠いけれどもはつきりするためにその条文を見てやろうか。

○委員長(三木與吉郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○国務大臣(山村新治郎君) 千葉先生からいろいろ御質疑がございましたが、政府といたしまして法律違反をいたしておるようなことはあり得ないと思ひます。同時にまた、問題は法律違反であるかどうかの見解の相違がいまの論争の点じゃないかと考える次第であります、先ほど申しましたように、私といたしましては、十分ひとつ検討したいといふことで御了解をいただきたいと思ひます。

○千葉信君 次回のこの委員会です。では継続して次回の委員会まで研究してきてください、やりますから。林野庁も同様だ。

○鶴岡哲夫君 職員部長の答弁を聞き

たい。

○説明員(森博君) 第六十条に書いてございまして、「人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に關する場合は任用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期で、臨時的任用を行うことができる。」と書いてございまして、「緊急の場合、臨時の官職に關する場合は任用候補者名簿がない場合」といふふうに書いてあるわけでありまして、これはわれわれのいまの使つてゐる常用の場合の規定には当てはまらない規定である、こういうふう

に考えます。

○委員長(三木與吉郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけ

他に御質疑はございせんか。御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめることにいたします。

ではこれにて暫時休憩いたします。

午後一時三十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業省設置法案(衆)

中小企業省設置法案

中小企業省設置法

目次

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五条 第十一條)

第二節 地方支分部局(第十二條 第十五條)

第三章 外局(第十六條 第十七條)

第四章 職員(第十八條 第十九條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、中小企業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号) 第三條第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。

(中小企業省の任務)

第三条 中小企業省は、次に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 中小企業者(中小企業組織法(昭和二十九年法律第 号) 第三條第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)の事業の育成及び発展を図るため基本となる方策の樹立に關する事務

二 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に關する事務

三 中小企業者の組織に關する事務

四 中小企業者の事業經營の近代化に關する事務

五 前各号に掲げるもののほか、

中小企業者の事業の助成及び振興に関する事務

(中小企業者の権限)

第四条 中小企業者は、この法律に

規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行ない、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行ない、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を与え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

十五 中小企業者の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策を企画立案すること。

十六 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

十七 中小企業者に対する金融制度、税制その他中小企業者に関する経済問題に関し調査研究すること。

十八 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関すること。

十九 中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。

二十 中小企業者及びその従業員並びに中小企業協同組合及び中小企業団体中央会の職員の福利厚生に関すること。

二十一 中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動についての指導及び助成を行なうこと。

二十二 中小企業者の事業分野の確保に関すること。

二十三 中小企業者に対する官公需の確保に関すること。

二十四 中小企業信用保険に関すること。

二十五 中小企業退職金共済法

(昭和三十四年法律第六十号)による中小企業退職金共済事業に関すること。

二十六 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の施行に関すること。

二十七 商工組合中央金庫に関すること。

二十八 国民金融公庫に関すること。

二十九 中小企業金融公庫に関すること。

三十 中小企業信用保険公庫に関すること。

三十一 信用保証協会に関すること。

三十二 中小企業投資育成株式会社に関すること。

三十三 中小企業者の組織化についての指導及び助成を行なうこと。

三十四 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成を行なうこと。

三十五 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の指導訓練に関すること。

三十六 中小企業組織法の施行に関すること。

三十七 中小企業者の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告をすること。

三十八 中小企業者の事業に有益な技術及び経営方法の奨励及び指導を行なうこと。

三十九 中小企業者の近代化の促進に関すること。

四十 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成を行なうこと。

四十一 中小企業者の工場等の集団化のための助成を行なうこと。

四十二 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示会を開くこと。

四十三 中小企業センターの設置の奨励及びその助成を行なうこと。

四十四 中小企業者の科学技術の向上に寄与する試験研究機関に対し、助成を行ない、及び協力を求めること。

四十五 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成を行なうこと。

四十六 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導を行なうこと。

四十七 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るための海外市場調査、市場開拓及び普及宣伝の指導及び助成を行なうこと。

四十八 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に関すること。

四十九 小売業を行なう中小企業者相互間の競争の調整に関すること。

五十 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の施行に関すること。

五十一 中小企業者と大規模の事業者等との間に生じた紛争につ

き、あつせんし、調停し、又は裁定すること。

五十二 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づく命令を含む。)に基づき中小企業者に属させられた権限

2 中小企業者は、中小企業者の事業に係る事項に関し、関係行政機関に対し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、かつ、関係行政機関に対し意見を述べることができ

第二章 本省

第一節 内部部局

第五節 本省に、大臣官房及び次の四局を置く。

振興局

組合局

経営指導局

商業局

2 大臣官房に、調査統計部を置く。

(特別な職)

第六節 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

(大臣官房の事務)

第七節 大臣官房においては、中小企業者の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 広報に関すること。
- 九 行政の調査を行なうこと。
- 十 法令案の審査その他総合調整及び企画に関すること。
- 十一 調査一般に関すること。
- 十二 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行なうこと（第十三号に掲げるものを除く。）
- 十三 中小企業者の事業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行なうこと。
- 十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関すること。
- 十五 中小企業者の事業に関係がある事項に関し他の行政機関に協力を求め、及び意見を述べること。
- 十六 中小企業審議会の庶務に関すること。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。
- 2 調査統計部においては、前項第十三号に掲げる事務をつかさどる。

- （振興局の事務）
- 第八条 振興局においては、次の事務（商業局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 一 中小企業者の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画立案に関すること。
  - 二 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。
  - 三 中小企業者に対する金融制度及び税制に関し調査研究すること。
  - 四 中小企業者に関係がある経済問題に関し調査研究すること。
  - 五 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関すること。
  - 六 中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。
  - 七 中小企業者及びその従業員並びに中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の福利厚生に関すること。
  - 八 中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動についての指導及び助成に関すること。
  - 九 中小企業者の事業分野の確保に関すること。
  - 十 中小企業者に対する官公需の確保に関すること。
  - 十一 中小企業信用保険に関すること。
  - 十二 中小企業退職金共済法による中小企業退職金共済事業に関すること。
  - 十三 商工会の組織等に関する法律の施行に関すること。

- 十四 商工組合中央金庫に関すること。
  - 十五 国民金融公庫に関すること。
  - 十六 中小企業金融公庫に関すること。
  - 十七 中小企業信用保険公庫に関すること。
  - 十八 信用保証協会に関すること。
  - 十九 中小企業投資育成株式会社に関すること。
- （組合局の事務）
- 第九条 組合局においては、次の事務をつかさどる。
- 一 中小企業の組織化についての指導及び助成に関すること。
  - 二 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成に関すること。
  - 三 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の指導訓練に関すること。
  - 四 中小企業組織法の規定による中小企業等協同組合の設立の認可に関すること。
  - 五 中小企業組織法の規定による中小企業団体中央会の設立の認可に関すること。
  - 六 中小企業組織法の規定による調整規程及び団体協約の認可に関すること。
  - 七 中小企業組織法の規定による事業活動の規制に関する命令等に関すること。
  - 八 第四号から前号までに掲げるもののほか、中小企業組織法の施行に関すること。

- （経営指導局の事務）
- 第十条 経営指導局においては、次の事務（商業局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 一 中小企業者の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づき必要な勧告に関すること。
  - 二 中小企業者の事業に有益な技術の奨励及び指導に関すること。
  - 三 中小企業者の事業に有益な経営方法の奨励及び指導に関すること。
  - 四 中小企業の近代化の促進に関すること。
  - 五 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成に関すること。
  - 六 中小企業者の工場等の集団化のための助成に関すること。
  - 七 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示紹介に関すること。
  - 八 中小企業センターの設置の奨励及びその助成に関すること。
  - 九 中小企業者の事業に有益な技術の向上発展のための試験研究に関すること。
  - 十 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成に関すること。
- （商業局の事務）
- 第十一条 商業局においては、次の事務をつかさどる。
- 一 中小企業者の行なう商業及びサービス業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画立案に関すること。

- 二 中小企業者の行なう商業及びサービス業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 三 中小企業者の行なう商業及びサービス業に関係がある経済問題に関し調査研究すること。
- 四 商業及びサービス業を行なう中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。
- 五 中小企業者の行なう商業及びサービス業の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づき必要な勧告に関すること。
- 六 中小企業者の行なう商業及びサービス業の事業に有益な経営方法及び技術の奨励及び指導に関すること。
- 七 中小企業者の行なう商業及びサービス業の近代化の促進に関すること。
- 八 中小企業者の行なう商業及びサービス業の設備の近代化のための助成に関すること。
- 九 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導に関すること。
- 十 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るための海外市場調査、市場開拓及び普及宣伝の指導及び助成に関すること。
- 十一 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に関すること。
- 十二 小売業を行なう中小企業者

相互間の競争の調整に関すること。  
十三 割賦販売法の施行に関すること。  
十四 前各号に掲げるもののほか、商業及びサービス業を行なう中小企業者の指導及び助成に関すること。

第二節 地方支分部局  
(中小企業局)

| 名 称      | 位 置  | 管 轄 区 域                                      |
|----------|------|----------------------------------------------|
| 札幌中小企業局  | 札幌市  | 北海道                                          |
| 仙台中小企業局  | 仙台市  | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県                      |
| 東京中小企業局  | 東京都  | 東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県 |
| 名古屋中小企業局 | 名古屋市 | 岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県                      |
| 大阪中小企業局  | 大阪市  | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県                     |
| 広島中小企業局  | 広島市  | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県                          |
| 四国中小企業局  | 高松市  | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県                              |
| 福岡中小企業局  | 福岡市  | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県                 |

(内部部局)  
第十五条 中小企業局に、次の四部を置く。ただし、必要に応じて中小企業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

第十二条 本省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。  
(所掌事務)  
第十三条 中小企業局は、本省の所掌事務の一部を分掌する。  
(名称、位置及び管轄区域)  
第十四条 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

(中央中小企業調整委員会)  
第十七条 中央中小企業調整委員会の組織、所掌事務及び権限は、別に法律の定めるところによる。  
第四章 職員  
(職員)  
第十八条 中小企業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。  
(定員)  
第十九条 中小企業省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、中小企業大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

| 区 分         | 定 員  |
|-------------|------|
| 本省          | 七〇〇人 |
| 中央中小企業調整委員会 | 五〇人  |
| 合 計         | 七五〇人 |

附 則  
1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 この法律の施行に関し必要な事項及び関係法律の整理は、別に法律で定める。

三月六日本委員会に左の案件を付託された。  
一、軍人恩給に関する請願(第八二二号)(第八四八号)(第八九三三号)(第九一〇号)  
一、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願(第八三九号)  
一、基地周辺民生安定法制定促進に関する請願(第九一八号)  
一、建設省設置法の一部を改正する法律案及び河川法案反対に関する請願(第九五二号)  
一、旧海軍文官の退職賞与金に関する請願(第九五四号)  
第八二二号 昭和三十九年二月二十一日受理  
軍人恩給に関する請願  
請願者 愛媛県松山市室町一二七 池田龜市外一万六千八百九十七名  
紹介議員 増原 恵吉君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八四八号 昭和三十九年二月二十二日受理  
軍人恩給に関する請願(九通)  
請願者 島根県大田市久利町 岩井至郎外一万七百三十一名  
紹介議員 佐野 廣君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第九一〇号 昭和三十九年二月二十六日受理  
軍人恩給に関する請願  
請願者 鹿児島県始良郡始良町 勝元一、七五五 川田 義雄外三千八百四十七名  
紹介議員 日高 広為君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八三九号 昭和三十九年二月二十一日受理  
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願  
請願者 神奈川県横浜須賀町長浦 町二ノ四〇 鈴木ふ志江  
紹介議員 相澤 重明君  
この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。

第九一八号 昭和三十九年二月二十六日受理  
基地周辺民生安定法制定促進に関する請願  
請願者 横浜市中区日本大通一ノ一 神奈川県県庁内渉外関係主要都道府県の知事連絡協議会内 内山 岩太郎外九名

基地をめぐる諸問題は、基地周辺住民及び関係地方公共団体にとつて、きわめて重大な政治的社会的問題となつており、従来の便宜の行政措置ではどうしてこの問題を解決することはできないから、すみやかに基地周辺民生安定法を制定し、民生の安定を図るとともに、基地行政の円滑な運営を期せられたい。

建設省設置法の一部を改正する法律案及び河川法案反対に関する請願(四通) 請願者 岩手県和賀郡湯田村大

紹介議員 岩間 正男君

今国会に上程されている建設省設置法案の一部を改正する法律案及び河川法案は、全国知事会でも既に反対の態度を明らかにしているとおり、國民の利益に重大な損害を与えるおそれがあるから、両法案が可決されないよう善処せられたいとの請願。

建設省設置法の改正を許すと建設省は監督官庁化され、新産業地帯建設の企画や新河川法による河川管理權などが地方建設局に移譲され、国民の利益は重大な損害を受けるおそれがある。また、建設省に勤務する労働者には予算増に見合う人員はふえないという形で労働強化をしいられ、監督官庁化に伴

新河川法案は、知事の河川管理権や水利許可権などを取り上げ、農民の水を工業用水に転化し、地方財政の圧迫、国民の財産の収用や取壊し、強制労働などを一方的に強要できることになっている。しかも司法警察官の任務を建設省職員に与え（河川監視員）国民の正当な主張を弾圧しようとしている。

旧海軍文官の退職賞与金に関する請願  
請願者 京都府舞鶴市字余部下

紹介議員 井上 清一君

旧海軍文官に終戦時支給された退職金と、  
与金は国庫に返納を命ぜられたが、こ  
の退職金と支給に關しては後述のと  
おり、諸種の矛盾、不公平、不均衡の事  
実があるから、すみやかにこれを是正  
し改定支給するための措置を講ぜられ  
たいとの請願。

旧海軍文官は、終戦後逐次罷免あるいは他に転官転用されたが、その際支給された退職賞与金で千円をこえる額については各庁の斡旋により指定された銀行の定期預金証書で支給された。(添付資料一参照)ところが、この定期預金はその後連合軍最高司令官の覚書により引き出しを一切停止された。

(添付資料二参照)次いで昭和二十年十一月三十日現在でこの定期預金は引き出す権利を奪われ、定期預金証書を当

また、当該銀行は退職賞与金額を昭和三十一年六月三十日まで、に国庫へ返納するよう命ぜられた。(添付資料三、四参照)昭和二十七年、平和条約の締結と同時に前記勅令が廃止され、また、連合軍最高司令官の諸命令、指令、覚書等も失効したにもかかわらず、退職賞与金に関してはいまだに何らの措置も講ぜられていない。(添付資料五参照)(資料添付)

一ノ段行誤正

一四八 おおくれて おおくれて  
三三三 事務局長で 事務局長次長が  
七一九 自分の 身分の  
七二二 さびしい きびしい

正誤行段一

|   |     |    |
|---|-----|----|
| 三 | 終わり | 九月 |
| 二 | から  | 九月 |
| 三 |     |    |
| 四 |     |    |
| 一 |     |    |
| 八 |     |    |
|   | 期退  | 期限 |

四  
四  
一九〃  
い 始ましくな  
い 好ましくな

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 五     | 四     | 一     | 二     |
| た     | という   | という   | という   |
| ○鴨園哲夫 | ○鶴園哲夫 | ○鶴園哲夫 | ○鶴園哲夫 |
| 七     | 三     | 終     | わ     |
| から    | わり    | わり    | わり    |

八四三〃 御方鈞 御方針

九  
一〇  
一一  
一二  
一三

郎君(山村新次郎君)  
郎君(山村新治郎君)

あずかる入 あずかる人

昭和三十九年三月十七日印刷

昭和三十九年三月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局